

職員の懲戒処分について

職員の処分を行いましたので、お知らせします。

このたびの事案につきましては、市民の皆様の信頼を損なうものであり、心よりお詫び申し上げます。

1 被処分者および処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
中央区	主任主事	45歳	男	停職 6月

2 処分年月日

令和6年5月1日（水）

3 事案概要

当事者は、令和5年6月6日（火）、JR拝島駅ホームの上りエスカレーター上において、自身のスマートフォンを使用して、女性のスカート内を撮影したところを現行犯逮捕された。

その後、同年7月25日（火）、立川簡易裁判所から東京都の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」違反の罪で罰金40万円に処せられたもの。